

相続人 (各例ごとに1800万円)	法定相続の割合	遺留分の割合
① 配偶者と子の場合	配偶者→2分の1 (900万円) 子→2分の1 (900万円) ・子が2人いる場合は4分の1ずつ (450万円ずつ)	※遺留分の割合は、相続人全員で2分の1(900万円) 配偶者→2分の12の分の1 (450万円) 子→2分の1の2分の1 (450万円) ・子が2人いる場合は8分の1ずつ (225万円)
② 配偶者と親の場合 (子なし)	配偶者→3分の2 (1200万円) 親→3分の1 (600万円) ・両親がいる場合は6分の1ずつ (300万円ずつ)	※遺留分の割合は、相続人全員で2分の1(900万円) 配偶者→2分の1の3分の2 (600万円) 親→2分の1の3分の1 (300万円) ・両親がいる場合は12分の1ずつ (150万円)
③ 配偶者と 兄弟姉妹の場合 (子なし)	配偶者→4分の3 (1350万円) 兄弟姉妹→4分の1 (450万円) ・2人以上の時は4分の1をその人数で均等割	※遺留分の割合は、相続人全員で2分の1(900万円) ※兄弟姉妹は遺留分が認められていない 兄弟姉妹→なし (0万円) 配偶者→2分の1 (900万円)
④ 両親のみの場合 (配偶者、子なし)	父→2分の1 (900万円) 母→2分の1 (900万円)	※遺留分の割合は、相続人全員で3分の1(600万円) 父→3分の1の2分の1(300万円) 母→3分の1の2分の1(300万円)